第4期新得町一般廃棄物処理基本計画

令和元年度

新 得 町

目 次

第1編	総論																					
第 1 章	基本計画	策定にも	あたつ	T		•		•			•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	基本計画策	定の趣旨	i •			•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	計画の位置	づけ・				•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	計画対象区	域 • •				•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	計画目標年	次 ・・				•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第2章	重 地域の概	況 ・ ·				•		•	•		•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1	位置·地勢					•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2	沿革 ••					•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	気象 ・・					•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4	人口 ••					•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
5	産業 ・・					•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
6	交通・・					•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第3章	上位計画	の概要				•		•	•		•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
1	第四次循環	型社会刑	/成推	進基	本計	画	•	•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
2	廃棄物処理	基本方針	+ •			•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
3	廃棄物処理	施設整備	計画	•		•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
4	北海道廃棄	物処理計	十画			•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
5	第8期総合	計画・				•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
第2編	ごみ処理	基本計画	画																			
第 1 章	こみ処理	の現状	• •	• •		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
1	ごみ処理体	制・・	• •	• •		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
2	ごみ排出状	況・・	• •	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
3	ごみ発生抑	制・排出	山抑制	•	• •	•	• •	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
4	収集運搬			• •		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
5	中間処理		• •	• •		•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
6	最終処分		• •	• •		•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
7	ごみ処理の	課題・	• •	• •		•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
第2章	計画の基	本フレー	-ム	• •		•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
1	基本理念			• •		•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
2	基本方針					•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
3	数値目標					•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
4	町民・事業	者・行政	女の役割	割		•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
5	町民・事業	者・行政	女の行	動指	針	•		•		•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26

第3	3 章	計画	の推	進力	策			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
1	-	施策の	体系	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
2	2	ごみの	排出	抑制	リ の	推注	焦	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
3	}	資源循	環の	推進	Ė	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
4	Į	適正処	理の	確保	7	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
第4	章	ごみ	処理	計画	1	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
1	_	ごみ処	理体	系	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
2	2	収集運	搬計	画	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
3	}	中間処	理計	画	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
4	Į	最終処	分計	画	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
第3	編	生活技	非水	処理	基	本	計ī	画																								
第一	章	生活	排水	処理	里の :	現	犬	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
1	-	生活排	水処	理体	制			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
2	2	生活排	水処	理形	態	別ノ	人口	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	37
3	}	生活排	水処	理施	設			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
4	Į.	浄化槽	事業	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
5	5	し尿・	浄化	槽泻	影泥 (のタ	匹 廷	E	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
6	5	生活排	水処	理の	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
第2	2 章	計画	の基	本っ	7レ・		4	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
1	-	基本理	念		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
2	2	基本方	針		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
3	}	数値目	標		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
4	Į.	町民·	事業	者•	行	攻の	の行	 丁動	指	針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	45
第3	3 章	計画	の推	進力	策			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
1	-	合併処	理浄	化槽	事の	普》	及低	建		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
2	2	下水道	接続	率の)向_	上	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
第4	章	生活	排水	処理	≣計i	画		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
1	-	生活排	水の	処理	主主	体	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
2	2	生活排	水処	理計	一画			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
3	}	し尿・	浄化	槽汚	泥	処理	里言	一画	Ī	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48

第1編総論

第1章

基本計画策定にあたって

1 基本計画策定の趣旨

新得町では、平成 26 年 2 月に令和 10 年度(平成 40 年度)までを計画期間とする新得町一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

この基本計画のうちごみ処理に関する計画では、①廃棄物の適正処理、②資源循環の推進を基本方針として掲げ、ごみの発生排出抑制やリサイクル、適正処理に向けた様々な取組や方策を定め、ごみ排出量の削減、リサイクル率の向上、最終処分量の低減など一定の成果がありました。また、生活排水処理に関する計画に基づき、市街地における下水道及び公共下水道の計画区域以外の地域における浄化槽の普及を進めてきました。

基本計画は、15年にわたる長期を展望した計画ですが、ごみ処理並びに生活排水処理を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には見直すことが適切であるとされています。

国においては、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型 社会形成に向けた新たな基本的方向を示しました。また、平成28年1月に「廃棄物処理基本 方針」を示し、廃棄物の減量化の目標量などごみ処理施策やごみ処理施設整備に関する基本 的事項の変更等を行いました。北海道においては、平成27年3月に「北海道廃棄物処理計画 (第4次)」を策定しました。

また、新得町では、これまで町単独でごみ処理を行ってきましたが、ごみ処理に係る経費 削減を図るため、十勝圏複合事務組合の処理施設における共同処理の検討・協議を行い、令 和3年4月から国も推進している共同処理を実施することになりました。

こうしたごみ処理を取り巻く基本的方向や施策の変化等に対応するため、このたび、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

基本計画策定にあたっては、ごみ処理の現状を踏まえ、循環型社会形成に向けた国及び北海道の計画や方向性に十分配慮し、新得町が今後進める基本的な方向を定めるほか、ごみ処理に関する数値目標を設定します。そして、これらの進捗状況の管理を適切に行い、計画の着実な推進を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項において、市町村が定めなければならない計画として位置づけられている一般廃棄物処理計画(ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画)について定めるものです。

廃棄物処理法では、一般廃棄物処理計画は市町村の基本構想、すなわち総合計画に則して 定めるものとされており、「第8期総合計画」に基づくごみ処理分野の計画の一つとして、ご みの発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理等に関する基本的事項、また、生活を支 える社会基盤分野の計画の一つとして、水洗化の普及促進、し尿・浄化槽汚泥処理等に関す る基本的事項を定めます。

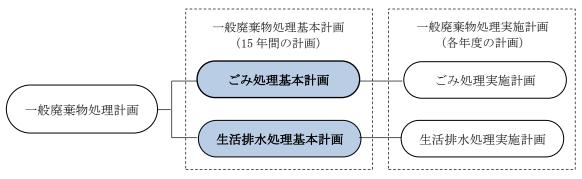


図 1-1-1 計画の法律上の位置づけ

(注) 廃棄物処理法では、廃棄物は処理責任の体系から「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されていま す。一般廃棄物とは、家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って生じる産業廃棄物以外の廃棄 物からなっています。

3 計画対象区域

本計画の対象区域は、新得町の行政区域内全域とします。

4 計画目標年次

本計画は、令和2年度を初年度とする15年間を計画期間とし、計画目標年次は令和16年度とします。

本計画は、概ね5年ごとに見直すほか、計画の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合にも見直しを行います。

1 位置・地勢

新得町は、北海道十勝の最北西部に位置し、北は大雪山国立公園、西は日高山脈に囲まれた中山間地域です。

行政区域は東西 30.76km、南北 62.29km、総面積 1,063.83km²を有しており、東は鹿追町・上士幌町、南は清水町、西は南富良野町、北は美瑛町・上川町に接しています。

総面積の約9割は森林で、北部一帯が総面積の約7割を占める大雪山国立公園の国有林となっており、南部は十勝川流域の屈足地域、佐幌川流域の新得地域、その中間台地の上佐幌地域の3地域に分かれています。

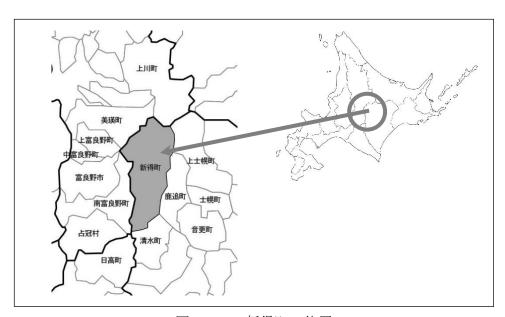


図 1-2-1 新得町の位置

2 沿革

明治 32 年に山形県からの移住者によって開拓の鍬がおろされ、翌 33 年に芽室外 6 ヶ村戸 長役場が設置されてその管轄に属しました。その後、同 36 年に人舞外 1 ヵ村戸長役場の発足 とともにその管轄に入りました。

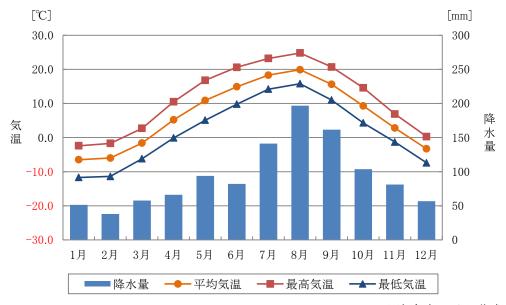
明治40年、落合(南富良野町)~釧路間の鉄道開通によって、福島・宮崎・埼玉からの団体等の移住が増加し、新得市街地が形成されました。

大正 6 年に鉄道の機関区・保線区等の施設が設置され、道東と道央を結ぶ鉄道の要衝のほか、西部十勝における農林産物集積地として発展しました。

大正4年に人舞外1ヵ村から屈足村として分村し、同12年に新得村と改称、昭和8年に町制を施行し、平成25年に町制施行80年を迎えました。

3 気象

新得町の気候は、大雪山系や日高山脈の影響を受け、寒暖差の激しい内陸性気候の特徴を 有しています。また、山麓に位置しているため、十勝総合振興局管内では新得町だけが「特 別豪雪地帯」の指定を受けています。



※気象庁 HP より作成

図 1-2-2 新得町の気温と降水量(平年値)

4 人口

新得町の人口は、昭和 30 年国勢調査の 15,525 人が最も多く、それ以降は減少の一途をたどっており、平成 27 年国勢調査では 6,288 人とピーク時と比較して 9,237 人、59.5%の大幅な減少となっています。

世帯数は、昭和55年まで増加し続けましたが、その後減少し、平成2年から再び増加しました。平成17年以降は減少傾向にあり、平成27年国勢調査では3,043世帯となっています。 1世帯あたりの人口は減少傾向にあり、平成27年は2.1人/世帯となっています。

表 1-2-1 人口と世帯数の推移

区分		人口(人)		世帯数	1世帯あたり
丛 刀	総数	男	女	(世帯)	の人口
昭和10年	8, 039	4, 159	3, 880	1, 423	5. 6
昭和15年	9, 439	-	_	1,540	6. 1
昭和20年	9, 037	4, 529	4, 508	1,570	5.8
昭和25年	11, 004	5,610	5, 394	1, 996	5. 5
昭和30年	15, 525	8, 905	6,620	2, 535	6. 1
昭和35年	13, 651	7, 275	6, 376	2, 748	5.0
昭和40年	13, 780	7, 588	6, 192	3, 110	4.4
昭和45年	11, 089	5, 593	5, 496	2,978	3. 7
昭和50年	11, 537	6, 317	5, 220	3, 079	3. 7
昭和55年	9, 502	4,823	4,679	3, 336	2.8
昭和60年	9, 008	4, 498	4, 510	3, 216	2.8
平成2年	8, 275	4,071	4, 204	3, 113	2.7
平成7年	7, 822	3, 858	3, 964	3, 183	2.5
平成12年	7, 657	3, 781	3, 876	3, 311	2.3
平成17年	7, 243	3, 569	3, 674	3, 280	2. 2
平成22年	6, 653	3, 320	3, 333	3, 106	2. 1
平成27年	6, 288	3, 123	3, 165	3, 043	2. 1

※国勢調査

5 産業

新得町の産業別就業者人口は、サービス業、農業の順で多く、平成 27 年国勢調査では、サービス業 1,430 人 (43.4%)、農業 607 人 (18.4%) となっています。

【農業】

十勝管内は食糧供給基地といわれているように、畑作・酪農・畜産の大規模農業を展開しており、農業及び関連産業が主要産業となっています。新得町においても基幹産業として十勝型農業を営んでいます。

【林業】

新得町の森林面積は総面積の約9割を占めています。町有林については、木材需要に応じた樹種を主体に造林、保育または間伐事業を実施しており、民有林についても適正な保育、間伐を推進しています。

【商業】

新得地区は、JR新得駅周辺の本通り沿いにスーパーや小売店・飲食店等で商店街を形成しています。一方、屈足地区では、市街地の中心を南北に通過する道道忠別清水線沿いにスーパーや小売店等で商店街を形成しています。

【観光】

町の観光資源としては、秘湯といわれる大雪山国立公園内のトムラウシ温泉、百名山の一つであるトムラウシ山などのほか、佐幌岳のスキー場を核としたサホロリゾート、世界のバカンス村クラブメッド北海道を主に、狩勝峠、ラフティングや農業体験など多様な資源を有しています。

表 1-2-2 産業別就業者数の推移

(単位:人)

	区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
	農業	595	590	579	607
第1次産業	林業	135	74	109	67
为1队压米	水産業	1	2	1	1
	計	731	666	689	675
	鉱業	9	6	5	4
第2次産業	建築業	393	311	248	200
第4队座来	製造業	458	224	307	284
	計	860	541	560	488
	電気・ガス・熱供給・水道業	64	45	43	57
	運輸通信業	174	114	153	130
	卸売·小売業·飲食業	548	346	315	269
第3次産業	金融·保険業	26	23	18	22
角5 队座来	不動産業	2	4	5	6
	サービス業	1, 484	1, 616	1, 431	1, 430
	公務	212	182	211	209
	計	2, 510	2, 330	2, 176	2, 123
その他		_	27	33	12
	合計	4, 101	3, 564	3, 458	3, 298

※国勢調査

6 交通

新得町には、千歳市から釧路市と足寄町を結ぶ道東自動車道及び滝川市と釧路市を結ぶ国道 38 号が主要道路として走っています。また、帯広市と新得町を結ぶ道道 75 号帯広新得線、新得町と鹿追町を結ぶ道道 593 号屈足鹿追線、美瑛町と清水町を結ぶ道道 718 号忠別清水線などが走っています。

鉄道については、滝川市から帯広市及び釧路市を経て根室市を結ぶ J R 根室本線、千歳市から夕張市を経て新得町を結ぶ石勝線があります。

上位計画の概要

1 第四次循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進 基本計画」を策定しました。

表 1-3-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

特続可能な社会づくりとの 旅会的な取組			人相保空性云形成推進基本計画の概要
#続可能な社会づくりとの 統合的な取組 の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が 確保された世界 ・理域の資源生産性向上 ・地域の資源生産性向上 ・地域の資源生産性向上 ・地域の資源生産性向上 ・地域の音性化 ・処理な話性化 ・地域の活性化 ・災害に強いコンパクトで強靭なまちづくり ・海四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人 底的な資源循環 ・ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人 ・差別の適正処理(システム、体制、技術の適切な整備) ・地域環境の再生(海洋ごみ、不法投棄、空き家等) ・震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 ・災害廃棄物処理体制の構築 ・災害廃棄物の適正・迅速な処理(平時より重層的な廃棄物処理 ・シテムを強靭化) ・海源効率性が高く、現在及び将来世代の健康で安全な生活と豊 かな生態系が確保された世界 ・ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して 「行動する社会 ・ 資源生産性		項目	概要
中長期的な方向性 中長期的な方向性 中長期的な方向性 「中長期的な方向性 「中長期の情態と環境再生」を要なでは一を表しまり、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要なだけ提供する」 「中長期のでは進と環境再生」を要なでは一を表しました。「必要なだけ提供する」 「中産業権のの適正処理(システム、体制、技術の適切な整備)・でででである。「東美術の適正・迅速な処理(ア時より重層的な廃棄物処理・システムを強制化)を資源効率性が高く、現在及び将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 「特報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 「特報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 「中報の循環利用率 約47%(平成37年度) 「中報の循環利用率 約47%(平成37年度) 「中球37年度) 「中球37年度) 「中球37年度) 「中球37年度) 「中球34年度) 「中球37年度) 「中球34年度) 「中球34年度			の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が 確保された世界
正のな資源循環 に、必要な時に、必要なだけ提供する」 ・ 廃棄物の適正処理(システム、体制、技術の適切な整備) ・ 地域環境の再生(海洋ごみ、不法投棄、空き家等) ・ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 ・ 災害廃棄物処理体制の構築			・生物多様性の確保・低炭素化・地域の活性化
・廃棄物の適正処理(システム、体制、技術の適切な整備) ・地域環境の再生 (海洋ごみ、不法投棄、空き家等) ・震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 災害廃棄物処理体制の構築 ・災害廃棄物の適正・迅速な処理(平時より重層的な廃棄物処理システムを強制化) ・資源効率性が高く、現在及び将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 資源生産性 約49万円/t(平成37年度) 九口側の循環利用率 約47%(平成37年度) 最終処分量 約1,300万 t(平成37年度) 環型社会ビジネスの市場規模 期間中に整備されたごみ焼 対能設の平均発電効率 21%(平成37年度) 1人1日あたりのごみ排出量 約850g/人・目(平成37年度) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 約850g/人・目(平成37年度) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 約850g/人・目(平成37年度) が440g/人・目(平成37年度) 平成29年度の水準(20年分)を維持(平成34年度) 平成29年度の水準(20年分)を維持(平成34年度)			
災害廃棄物処理体制の構築 システムを強靭化) 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開 ・資源効率性が高く、現在及び将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 資源生産性 約49万円/t(平成37年度) 人口側の循環利用率 約18%(平成37年度) 最終処分量 約1,300万t(平成37年度) 構理型社会ビジネスの市場規模 平成12年度の約2倍(平成37年度) 期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率 21%(平成34年度) 1人1日あたりのごみ排出量 約850g/人・目(平成37年度) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 約440g/人・日(平成37年度) 中般廃棄物最終処分場の残余年数 平成29年度の水準(20年分)を維持(平成34年度)	(よが同性)	適正処理の推進と環境再生	・地域環境の再生(海洋ごみ、不法投棄、空き家等)
構築と循環産業の海外展開かな生態系が確保された世界・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会資源生産性約49万円/t (平成37年度)入口側の循環利用率約18% (平成37年度)出口側の循環利用率約47% (平成37年度)最終処分量約1,300万t (平成37年度)循環型社会ビジネスの市場規模平成12年度の約2倍 (平成37年度)期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率21% (平成34年度)1人1日あたりのごみ排出量約850g/人・日 (平成37年度)1人1日あたりの家庭系ごみ排出量約850g/人・日 (平成37年度)中般廃棄物最終処分場の残余年数平成29年度の水準 (20年分)を維持 (平成34年度)		災害廃棄物処理体制の構築	
 循環分野における基盤整備 ・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 資源生産性 約49万円/t (平成37年度) 入口側の循環利用率 約47% (平成37年度) 最終処分量 約1,300万t (平成37年度) 循環型社会ビジネスの市場規模 押間中に整備されたごみ焼 対施設の平均発電効率 1人1日あたりのごみ排出量 約850g/人・日 (平成37年度) 1人1日あたりのごみ排出量 約850g/人・日 (平成37年度) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 約850g/人・日 (平成37年度) 1人29年度の水準 (20年分)を維持 (平成34年度) 平成29年度の水準 (20年分)を維持 (平成34年度) 			
大口側の循環利用率約18% (平成37年度)出口側の循環利用率約47% (平成37年度)最終処分量約1,300万 t (平成37年度)循環型社会ビジネスの市場 規模平成12年度の約2倍 (平成37年度)期間中に整備されたごみ焼 却施設の平均発電効率21% (平成34年度)1人1日あたりのごみ排出量約850g/人・日 (平成37年度)1人1日あたりの家庭系ごみ 排出量約440g/人・日 (平成37年度)一般廃棄物最終処分場の残 余年数平成29年度の水準 (20年分)を維持 (平成34年度)		循環分野における基盤整備	・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して
出口側の循環利用率 約47% (平成37年度) 最終処分量 約1,300万 t (平成37年度) 循環型社会ビジネスの市場		資源生産性	約49万円/ t (平成37年度)
最終処分量 約1,300万 t (平成37年度) 循環型社会ビジネスの市場 規模 平成12年度の約2倍 (平成37年度) 担標・ 期間中に整備されたごみ焼 却施設の平均発電効率 21% (平成34年度) 1人1日あたりのごみ排出量 約850g/人・日 (平成37年度) 1人1日あたりの家庭系ごみ 排出量 -般廃棄物最終処分場の残 余年数 平成29年度の水準 (20年分)を維持 (平成34年度)		入口側の循環利用率	約18% (平成37年度)
指標・ 指標・ 期間中に整備されたごみ焼 数値目標 1人1日あたりのごみ排出量 約850g/人・日(平成37年度) 1人1日あたりの家庭系ごみ 排出量 約440g/人・日(平成37年度) 一般廃棄物最終処分場の残 余年数 平成29年度の水準(20年分)を維持(平成34年度)		出口側の循環利用率	約47% (平成37年度)
指標・ 指標・ 期間中に整備されたごみ焼 数値目標 1人1日あたりのごみ排出量 約850g/人・日(平成37年度) 1人1日あたりの家庭系ごみ 排出量 約440g/人・日(平成37年度) 一般廃棄物最終処分場の残 余年数 平成29年度の水準(20年分)を維持(平成34年度)		最終処分量	約1,300万 t (平成37年度)
数値目標知施設の平均発電効率21% (平成34年度)1人1日あたりのごみ排出量約850g/人・日 (平成37年度)1人1日あたりの家庭系ごみ排出量約440g/人・日 (平成37年度)一般廃棄物最終処分場の残余年数平成29年度の水準 (20年分)を維持 (平成34年度)		VI XX III II I	
1人1日あたりの家庭系ごみ 排出量 約440g/人・日(平成37年度) 一般廃棄物最終処分場の残 余年数 平成29年度の水準(20年分)を維持(平成34年度)			21%(平成34年度)
#出量 約440 g /人・日 (平成37年度) - 般廃棄物最終処分場の残余年数 平成29年度の水準 (20年分) を維持 (平成34年度)		1人1日あたりのごみ排出量	
余年数		• • •	約440 g /人·日 (平成37年度)
災害廃棄物処理計画策定率 都道府県100%、市町村60%(平成37年度)			平成29年度の水準(20年分)を維持(平成34年度)
		災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村60%(平成37年度)

廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理 に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(廃棄物処理基本方針)」 を定めています。平成28年1月に見直しが行われました。

表 1-3-2 廃棄物処理基本方針の概要

		-3-2
項	[]	概要
基本的な方向		・世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題 へ対応する。 ・低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
	排出量	【一般廃棄物】平成24年度比約12%削減 【産業廃棄物】平成24年度に対し増加を約3%に抑制
減量化の目標	再生利用率	【一般廃棄物】平成24年度約21%から約27%に増加 【産業廃棄物】平成24年度約55%から約56%に増加
(平成 32 年度)	最終処分量	【一般廃棄物】平成24年度比約14%削減 【産業廃棄物】平成24年度比約1%削減
	1人1日あたり家庭	系ごみ排出量:500g/人・日
	家庭系食品ロスの	発生量を把握している市町村数:200市町村(平成25年度43市町村)
その他の目標 (平成 30 年度)		:上の小売業者の引取義務外品の回収体制構築市町村割合:100% (平成
	使用済小型電子機	器等の再生のための回収実施市町村割合:80% (平成25年度約43%)
	国民の役割	・食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。 ・自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が 排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 ・使用済小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。
施策推進に関する基本的事項	市町村の役割	・関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 ・民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置づけるように努める。 ・他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 ・災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。
	国の役割	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、 確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 ・水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正処 理を確保するた めの必要な体制 の確保	・事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 ・地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
廃棄物処理施設 の整備に関する	今後の要最終処 分量と全国的な 施設整備の目標	・食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の 廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 ・焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物 について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
基本的事項	産業廃棄物の適 正処理に必要な 処理施設の整備	・熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を 推進する。

廃棄物処理施設整備計画

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成30年6月に「廃棄物処理施設整備計画」を策定しました。

表 1-3-3 廃棄物処理施設整備計画の概要

項目	概要
基本的理念	(1)基本原則に基づいた3Rの推進 (2)気候変動や災害に対して強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 (3)地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
廃棄物処理施設整 備及び運営の重点 的、効果的かつ効率 的な実施	(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3 Rの推進 (2) 持続的可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 (5) 災害対策の強化 (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 (7) 地域住民等の理解と協力の確保 (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化
廃棄物処理施設整 備事業の実施に関 する重点目標	 ・ごみのリサイクル率 : 21% → 27% ・一般廃棄物最終処分場の残余年数 : 2017年度の水準 (20年分)を維持 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 : 19% → 21% ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 : 40% → 46% ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 : 53% → 70% ・合併処理浄化槽の基数割合 : 62% → 76% ・省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量 : 5万 t-C0₂ → 12万 t-C0₂

4 北海道廃棄物処理計画

北海道は、平成27年3月に「北海道廃棄物処理計画(第4次)」を策定しました。

北海道廃棄物処理計画(第4次)は、国の廃棄物処理基本方針で示されている廃棄物の排 出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保のほか、北海道が目指す循環型社会の実現に向 けたバイオマスの利活用、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興を視 点としています。

表 1-3-4 北海道廃棄物処理計画の目標

項目	指標	基準年度 (平成 24 年度)	目標年度 (平成 31 年度)
	一般廃棄物の排出量	2,013千 t	1,800千 t 以下 (約11%減)
排出抑制に関する	1人1日あたりのごみ排出量	1,004g/人・目	940g/人· 目以下
目標	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	622 g /人·目	590g/人·日以下
	産業廃棄物の排出量	38,752千 t	39,000千 t 以下
適正な循環的利用	一般廃棄物のリサイクル率	23.6%	30%以上
に関する目標	産業廃棄物の再生利用率	55.9%	57%以上
適正処分の確保に	一般廃棄物の最終処分量	402千 t	290千t以下 (約28%削減)
関する目標	産業廃棄物の最終処分量	721千 t	570千 t 以下 (約21%削減)
バイオマスの利活 用に関する目標	廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース (炭素換算量))	86%	88%以上

5 第8期総合計画

新得町では、平成28年度から令和7年度の10年間を計画期間とする「第8期総合計画」に基づきまちづくりを行っています。10年後の新得町を見据えてすべての町民が快適に暮らし、この地に住み続けたいと思うまちづくりを進め、今まで以上に町民の笑顔と幸せが広がることを目指しています。

〇まちづくりの将来像 (メインテーマ)

「人が集い 賑わいと笑顔が広がり 未来につながるまち」

~ みんなが幸せなまちづくりをめざして ~

○まちづくりの基本目標

【基本目標1 協働】

★町民が輝くパートナーシップによる活力のあるまちづくり

町民、町内会、各活動団体、企業、行政など多様な主体や様々な世代が良きパートナーとして、それぞれの役割と責任を理解し、互いに尊重しながら協力するまちを目指します。

【基本目標2 保健福祉】

★共に暮らす輪の中で誰もが安心して暮らせる支え合いの社会づくり

安心して子どもを生み育てられる子育て支援や、高齢者や障がい者が暮らしやすいように、保健、医療、福祉の充実を図るとともに、地域での支え合いや全町のネットワークにより、安心・安全なまちを目指します。

【基本目標3 教育・文化】

★地域とつながり郷土が育む心豊かな人づくり

全町教育の推進と家庭、学校、地域の連携により、心豊かな人間性と郷土愛を持った子どもたちを育てます。また、年齢にかかわらず誰もが生涯にわたって、文化活動やスポーツを楽しめる環境づくりを目指します。

【基本目標4 産業】

★町民が安心して活き活きと働ける賑わいのある産業づくり

本町の特性や地域資源を生かした商工業や観光の振興、基幹産業である農業の振興を進めるとともに、だれもが健康で安心して働くことのできる就業の場の確保と雇用の安定を目指します。

【基本目標5 生活環境】

★豊かな自然と快適な生活を送れる安らぎのある地域づくり

誰もが快適な暮らしを送れるように、豊かな自然環境の保全と生活環境の向上に取り組む とともに、地域防災力の向上を図り安心して暮らすことのできる住みよいまちを目指しま す。

〇廃棄物に係る基本計画

【施策の方針】

対象: 全町民、町内事業者

意図: 町民にとってもっとも身近なごみやし尿の適切な処理とごみ排出量を抑制する。

結果: 町民が安心して暮らすことのできる衛生環境を整える。

第2編 ごみ処理基本計画

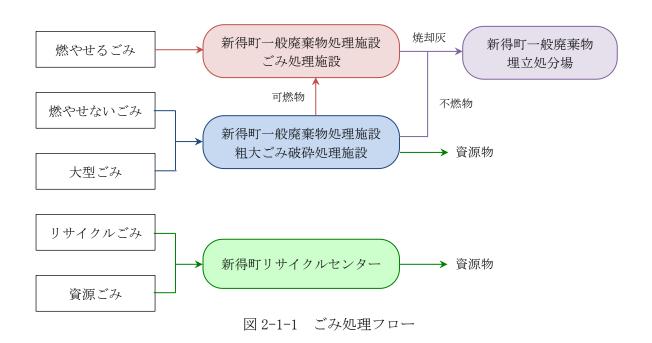


ごみ処理の現状

1 ごみ処理体制

ごみの分別区分は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・リサイクルごみ・資源ご みの5区分です。

燃やせるごみは、新得町一般廃棄物処理施設ごみ処理施設において焼却処理、燃やせない ごみ・大型ごみは、新得町一般廃棄物処理施設粗大ごみ破砕処理施設において破砕・選別処 理、リサイクルごみ・資源ごみは、新得町リサイクルセンターにおいて選別・圧縮・梱包処 理を行っています。また、それぞれの施設から搬出される焼却灰や不燃物等の残渣は、新得 町一般廃棄物埋立処分場において埋立処分しています。



2 ごみ排出状況

(1)ごみ排出量

平成 30 年度の 1 年間に排出されたごみ量は、家庭系ごみ 1,574 t 、事業系ごみ 543 t 、合計 2,117 t です。平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間で、家庭系ごみ 2.8%、事業系ごみ 1.6%、全体で 2.5%削減されました。

ごみ排出量を 1 人 1 日あたりの量に換算すると、平成 30 年度は $948 \, \mathrm{g}$ /人・日となります。 平成 26 年度以降の推移をみると、増減を繰り返しています。

表 2-1-1 ごみ排出量の推移

		区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		燃やせるごみ	t/年	702	663	630	629	622	
		燃やせないごみ	t/年	228	233	225	222	228	
	収集ごみ	大型ごみ	t/年	23	25	20	24	25	
		リサイクルごみ 資源ごみ	t/年	383	387	305	305	289	
		計	t/年	1, 336	1, 308	1, 180	1, 180	1, 164	
		燃やせるごみ	t/年	57	72	81	115	97	
		燃やせないごみ	t/年	178	225	180	203	207	
家庭系ごみ	 持込ごみ	大型ごみ	t/年	28	38	17	17	16	
	,	リサイクルごみ 資源ごみ	t/年	21	19	76	84	90	
		計	t/年	284	354	354	419	410	
	収集ごみ + 持込ごみ	燃やせるごみ	t/年	759	735	711	744	719	
		燃やせないごみ	t/年	406	458	405	425	435	
		大型ごみ	t/年	51	63	37	41	41	
		リサイクルごみ 資源ごみ	t/年	404	406	381	389	379	
		計	t/年	1,620	1,662	1, 534	1, 599	1, 574	
	燃やせるこ	ニみ	t/年	411	460	447	452	450	
	燃やせない	ヽごみ	t/年	83	98	49	57	50	
事業系ごみ	大型ごみ		t/年	12	1	7	12	7	
	リサイクルごみ 資源ごみ		t/年	46	50	40	41	36	
		計	t/年	552	609	543	562	543	
	燃やせるこ	ごみ	t/年	1, 170	1, 195	1, 158	1, 196	1, 169	
ウロスジュ	燃やせない	ヽヹみ	t/年	489	556	454	482	485	
家庭系ごみ + 事業系ごみ	大型ごみ		t/年	63	64	44	53	48	
	リサイクルごみ 資源ごみ		t/年	450	456	421	430	415	
		計	t/年	2, 172	2, 271	2, 077	2, 161	2, 117	
(1)	行政区域内	人口)	人	6, 364	6, 323	6, 283	6, 219	6, 116	
1人1	日あたりご	み排出量	g/人·日	935	984	906	952	948	

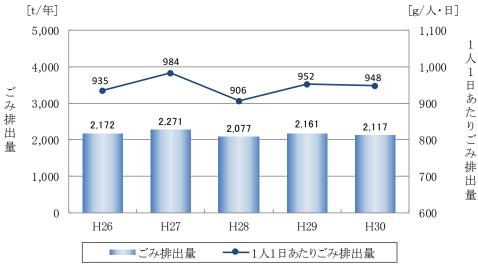


図 2-1-2 ごみ排出量の推移

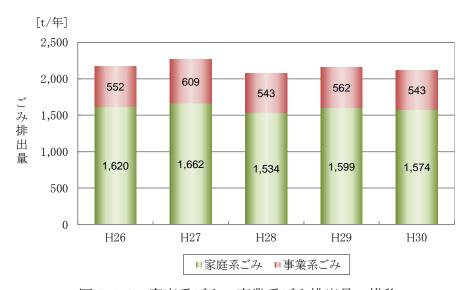
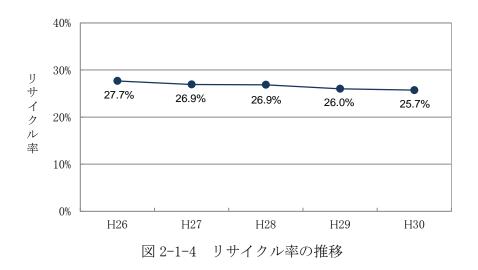


図 2-1-3 家庭系ごみ・事業系ごみ排出量の推移

(2)リサイクル率

平成 30 年度のリサイクル率は 25.7%です。平成 26 年度以降の推移をみると、減少傾向に あります。

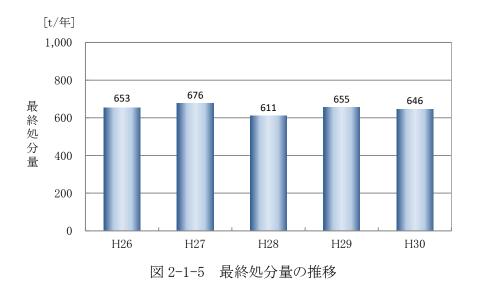


%リサイクル率(%) = 直接資源化量(t/年)+中間処理後再生利用量(t/年)+集団回収量(t/年)ごみの総処理量(t/年)+集団回収量(t/年)

※中間処理再生利用量(t/年) = 新得町一般廃棄物処理施設粗大ごみ破砕処理施設における破砕資源物量 ※ごみの総処理量(t/年) = 中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量

(3)最終処分量

平成30年度の1年間に最終処分場に埋立処分した量は646tです。平成26年度以降の推移をみると、650t/年前後で推移しています。



(1)資源集団回収への支援

新得町内会連合会を構成する町内会等が行う資源物の集団回収を積極的に進めてもらうため、平成5年3月から資源集団回収補助金を交付しています。対象品目は、紙・アルミ缶・びんであり、実施回数や回収量に応じて補助金を交付します。

また、集団回収による資源を回収した回収業者に資源回収協力謝礼金を交付しています。 交付額は1tにつき2,800円です。

区分交付基準金額実施回数基準A:年間実施回数4回以上10,000 円B:年間実施回数4回未満5,000 円回収重量基準1kg につき3 円 50 銭 (上限額 35,000 円)

表 2-1-2 資源集団回収補助金の交付額

[※]実施回数基準と回収重量基準で計算した金額を比較し、高い方の額を補助額とする。

		<i></i>	24 M312 K III F	1 N = 1 H	12	
区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
集団回収量	t/年	115	117	100	84	83

表 2-1-3 資源集団回収量の推移

(2)小型家電の回収

役場及び役場屈足支所に回収ボックスを設置して小型家電の回収を行っています。

(3)廃食用油の回収

役場・役場屈足支所・町公民館・保健福祉センター・町内ガソリンスタンドなどに回収ボックスを設置して植物性食用油の回収を行っています。食用油が入っていた容器かペットボトルに入れて排出します。

(4)古着・古布の回収

役場・役場屈足支所・保健福祉センターなどで古着・古布の回収を行っています。

[※]回収重量基準は、回収品の総重量で計算し100円未満は切り捨てる。

1 収集運搬

(1)ごみの分別区分と排出方法

ごみの分別区分は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・リサイクルごみ・資源ご みの5区分です。

燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみは有料化を実施しており、燃やせるごみは赤い 収入証紙付袋、燃やせないごみは青い収入証紙付袋、大型ごみは収入証紙付シールを貼って 排出します。なお、燃やせないごみのうち庭木等草木類は、収入証紙付き結束ひもで縛って 排出します。リサイクルごみ・資源ごみは無料で、透明袋やひもで縛って排出します。

区分 主な品目 排出方法 生ごみ、汚れた紙類、衣類、綿・布製品類、木製の小物類、お 赤い収入証紙付袋 燃やせるごみ むつ類 プラマークのないプラスチック製品、ゴム類、皮革類、ビニー 燃やせないごみ ル類、細かい金属、ガラス・陶器類、スプレー缶、汚れたリサー青い収入証紙付袋 イクルごみ・資源ごみ、草木類 家具、布団、カーペット、電気製品(家電5品目除く)、暖房 大型ごみ 収入証紙付シール 器具、自転車 ペットボトル、白色トレイ、白色発泡スチロール、プラマーク リサイクルごみ 透明袋 のあるプラスチック製品 アルミ缶、スチール缶、びん類、ダンボール、新聞、雑誌、チ 透明袋もしくはひも 資源ごみ ラシ、紙パック類、古紙類、鉄類、乾電池、蛍光管 で十字に縛る

表 2-1-4 分別区分と排出方法

表 2-1-5 町で収集しないごみ

区分	品目
加工田田芸術	ピアノ、91 リットル以上の灯油タンク、ドラム缶、オートバイ、タイヤ、
处理困難物 	抜根
た. 四人 一 マ	プロパンガスボンベ、消化器、塗装入り缶、農薬などの薬品類、灯油・廃油
危険ごみ	などの容器
立州(中文 //)	建設廃材、汚泥、農業用ラップ・ビニール類、農機具、農薬の空き容器、農
産業廃棄物	業用医薬品容器
家電リサイクル法対象製品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機

(2)ごみ処理料金

平成15年4月からごみ有料化を実施しています。燃やせるごみ・燃やせないごみは袋の大きさ、大型ごみは排出するごみの大きさに合わせて料金を徴収しています。なお、燃やせないごみのうち庭木等草木類は、結束ひもの本数に応じて料金を徴収しています。

ボランティア団体や町内会活動で収集したごみは、ボランティアシールを役場や支所で交付し、ごみ料金の減免をしています。また、紙おむつは、無料収集しています。

金額 区分 (1 枚あたり) 5リットル袋 15 円 10 リットル袋 30 円 燃やせるごみ 60 円 20 リットル袋 (赤い収入証紙付袋) 30 リットル袋 90 円 45 リットル袋 120 円 10 リットル袋 30 円 燃やせないごみ 20 リットル袋 60 円 (青い収入証紙付袋) 30 リットル袋 90 円 45 リットル袋 120 円 小(黄色) 縦・横・高さ 50cm 程度以下 100円 大型ごみ 中(青色) 縦・横・高さ 150cm 程度未満 200円 (収入証紙付シール) 大(赤色) 縦・横・高さ 150cm 程度以上 300 円 庭木等草木類 結束ひも (100cm) 60 円

表 2-1-6 ごみ処理料金

(3) 収集運搬体制

家庭から排出されるごみの収集運搬は、直営・委託により行っています。

燃やせるごみ・燃やせないごみ・リサイクルごみ・資源ごみは、地域ごとに収集曜日を決め、 ステーション収集をしています。大型ごみは、全地域で年2回収集しています。

区分	収集頻度
燃やせるごみ	2回/週(市街地区)、1回/週もしくは2回/月(農村地区)
燃やせないごみ	1回/週(市街地区)、2回/月(農村地区)
大型ごみ	2回/年
リサイクルごみ	1回/週(市街地区)、1回/月(農村地区)
資源ごみ	1回/月(市街地区)、4回/年(農村地区)

表 2-1-7 収集頻度

5 中間処理

(1)中間処理施設

新得町一般廃棄物処理施設ごみ処理施設、新得町一般廃棄物処理施設粗大ごみ破砕処理施設、新得町リサイクルセンターの概要を以下に示します。

表 2-1-8 新得町一般廃棄物処理施設ごみ処理施設の概要

	-
所在地	北海道上川郡新得町字新得基線 69 番地
設置主体	新得町
敷地面積	$34,499 \text{m}^2$
処理能力	12 t /日(12 t /8h×1 炉)
稼働年月	平成9年8月
受入供給設備	ごみ計量機、ごみピット、ごみクレーン
燃焼設備	ごみホッパ、燃焼装置、再燃室
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室、噴射水加圧ポンプ
排ガス処理設備	集じん器、有害ガス除去装置、公害監視計器
給水設備	受水装置、機器冷却設備
余熱利用設備	温水発生器、温水槽、給湯タンク
通風設備	押込送風機、空気予熱器、白煙防止装置
灰出し設備	灰出しコンベア、焼却灰バンカ、集じん灰処理装置

表 2-1-9 新得町一般廃棄物処理施設粗大ごみ破砕処理施設の概要

所在地	北海道上川郡新得町字新得基線 69 番地
設置主体	新得町
敷地面積	$34,499 \mathrm{m}^2$
処理能力	6 t/日 (6 t/5h×1 基)
稼働年月	平成9年8月
巫 1 ∰公⇒□ #	ダンピングボックス、受入ホッパ、受入供給コンベア、前処理物コンベア、掴み供給
受入供給設備	装置
破砕設備	前処理破砕機、回転破砕機、保全ホイスト
搬送設備	搬送コンベア
選別設備	磁選機、回転式選別機、風力選別機、保全ホイスト
貯留搬出設備	鉄分貯留ホッパ、不燃物貯留ホッパ、可燃物コンベア、鉄分コンベア、金属プレス機、
以 田 冰 山	ローラーコンベア、排出用ホイスト
集じん設備	サイクロン、バグフィルタ、排風機、空気圧縮機
給水設備	散水装置、床排水ポンプ

表 2-1-10 新得町リサイクルセンターの概要

所在地	北海道上川郡新得町字新得基線 69 番地
設置主体	新得町
延べ床面積	$3,014 \mathrm{m}^2$
処理能力	2.2 t /日
処理方式	缶:機械自動選別、圧縮 ペットボトル:圧縮梱包 トレイ:溶融 ビン:手選別
稼働年月	平成 11 年 4 月
処理対象物	アルミ缶、スチール缶、ガラスビン、ペットボトル、トレイ、ダンボール、新聞紙、 雑誌、紙パック

(2)中間処理量

平成26年度から平成30年度の過去5年間の中間処理量実績を以下に示します。

表 2-1-11 焼却処理量の推移

	区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	燃やせるごみ他	t/年	1, 170	1, 195	1, 158	1, 196	1, 283
処理	破砕可燃物	t/年	222	239	139	165	161
	計	t/年	1, 392	1, 434	1, 297	1, 361	1, 444
搬出	焼却残渣	t/年	226	199	177	183	199

表 2-1-12 破砕選別処理量の推移

	区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	燃やせないごみ他	t/年	489	556	454	482	629
処理	大型ごみ	t/年	63	64	44	53	48
	計 t/年		552	620	498	535	677
	破砕可燃物	t/年	222	239	139	165	161
±án. ∟⊔	破砕不燃物	t/年	427	477	434	472	447
搬出	破砕資源物	t/年	68	70	64	70	68
	計	t/年	717	786	637	707	676

表 2-1-13 リサイクルセンターにおける資源回収量の推移

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
紙類	t/年	217	204	183	203	192
紙パック	t/年	2	2	2	2	2
紙製容器包装	t/年	49	51	52	53	52
金属類	t/年	20	29	30	25	25
ガラス類	t/年	74	82	75	62	72
ペットボトル	t/年	28	28	31	31	26
白色トレイ	t/年	2	2	3	1	2
容器包装プラ	t/年	58	58	45	53	44
計	t/年	450	456	421	430	415

(3)直接搬入ごみの受入・処理

排出者自らが施設に持ち込んだごみを受入・処理しています。指定袋に入っていない場合は、重量を計量した後、燃やせるごみ・燃やせないごみは 10kg あたり 100 円、草木類は 10kg あたり 70 円の現金を徴収しています。

(1)最終処分場

新得町一般廃棄物埋立処分場の概要を以下に示します。

表 2-1-14 新得町一般廃棄物埋立処分場の概要

所在地	北海道上川郡新得町字新内基線 167 番地 1
設置主体	新得町
埋立面積	12, 000 m ²
埋立容量	47, 041 m ³
供用開始	平成7年5月
埋立工法	セル工法
埋立対象物	焼却灰、不燃ごみ
浸出水処理能力	50m³/日
浸出水処理方法	カルシウム除去+生物処理+凝集沈殿

(2)最終処分量

平成26年度から平成30年度の過去5年間の最終処分量実績を以下に示します。

表 2-1-15 最終処分量の推移

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
焼却残渣	t/年	226	199	177	183	199
破砕不燃物	t/年	427	477	434	472	447
計	t/年	653	676	611	655	646

ごみ処理の課題

(1)ごみ排出量の削減

1人1日あたりごみ排出量は、平成30年度において948g/人・日です。北海道や全国の値が公表されている平成29年度は、新得町952g/人・日、北海道961g/人・日、全国920g/人・日であり、北海道の値より低いものの、全国の値より高いことから、町民や事業者のごみ排出削減に関する意識を高め、さらなるごみ排出量削減を図るための施策を展開していくことが必要です。

(2)リサイクル率の向上

リサイクル率は、平成30年度において25.7%です。北海道や全国の値が公表されている 平成29年度は、新得町26.0%、北海道24.3%、全国20.2%であり、北海道及び全国の値よ り高くなっていますが、新得町のリサイクル率は減少傾向にあることから、町民及び事業者 に対する啓発活動を強化してリサイクル向上の意識を高め、ごみの分別徹底を図ることが必 要です。

(3)ごみ処理体制変更への対応

これまでは、新得町のごみ処理施設においてごみの適正処理を行ってきましたが、令和3年度からごみ処理体制を見直し、リサイクルごみ・資源ごみを新得町リサイクルセンターで処理する以外は、十勝圏複合事務組合の処理施設において共同処理する計画です。これに伴い、収集運搬体制や処理体制の見直しが生じることから、効率的かつ経済的な体制づくりが必要です。また、その体制変更に伴う町民・事業者への周知等が必要です。

(4)大規模災害に備えたごみ処理体制の整備

近年、東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震などの地震災害、平成28年8月の北海道豪雨や令和元年10月の台風19号などの水害といった大規模災害が相次いで発生していることから、大規模災害時においても安定したごみ処理を行うことができる体制の整備が必要です。

第2章

計画の基本フレーム

1 基本理念

近年、新興国の経済発展や急激な人口増加等に伴い天然資源の消費が拡大し、限りある資源が減少しています。また、化石燃料等のエネルギー消費に伴い二酸化炭素排出量が増加し、地球温暖化が問題となっています。このため、資源回収やエネルギー効率の向上などにより、天然資源投入量の削減や環境負荷の低減に向けた取り組みを推進し、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

新得町では、人口減少及び高齢化のさらなる進行が想定される中、循環型社会の実現に向けて 町民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことが求められます。

これらを踏まえ、本計画の基本理念は、「環境にやさしい協働・循環型のまちづくり」とします。

【基本理念】 環境にやさしい協働・循環型のまちづくり

2 基本方針

本計画の基本理念として掲げる「環境にやさしい協働・循環型のまちづくり」の達成に向けて、町民・事業者・行政が共通の理解をもち、ともに協力していくことが大切です。

そして、ごみ排出抑制・リサイクルの推進などにより環境負荷をできる限り少なくし、ご みとして排出されたものを適正処理していく体制を確保していくことが大切です。

そこで、本計画では次の3つの基本方針を掲げ、各種施策を進めていきます。

【基本方針1】 ごみの排出抑制の推進

【基本方針2】 資源循環の推進

【基本方針3】 適正処理の確保

3 数値目標

(1)ごみ排出量

近年のごみ排出量の推移は、ごみ発生抑制・排出抑制の取り組みが一定のところまで行われているためか、増減を繰り返し、ほぼ横ばいで推移しています。これを踏まえ、ごみ排出量は、近年の実績の最小値を維持することを目標とします。

家庭系ごみは、1 人 1 日あたりごみ排出量 669 g /人・日を目標とします。事業系ごみは、ごみ排出量 532 t /年を目標とします。

(2)リサイクル率

リサイクルごみ及び資源ごみの分別収集や資源集団回収による資源化を図ります。

また、燃やせないごみ及び大型ごみの破砕・選別処理により資源物を回収して資源化を図ります。十勝圏複合組合のごみ処理施設での共同処理後も、同様の方法により資源物の回収を行います。

(3)最終処分量

燃やせるごみの焼却処理に伴い生じる焼却残渣、燃やせないごみ及び大型ごみの破砕・選別処理により生じる破砕不燃物の埋立処分を行います。十勝圏複合組合のごみ処理施設での共同処理後も、同様の処分を行います。

(4)数值目標

本計画におけるごみ処理の目標を以下に示します。

区分			平成30年度 (現状)	令和6年度 (目標)	令和11年度 (目標)	令和16年度 (目標)
ごみ排出量	家庭系ごみ	t	1, 574	1, 385	1, 305	1, 236
	事業系ごみ	t	543	532	532	532
	計	t	2, 117	1, 917	1,837	1, 768
リサイクル率 %		%	25. 7	25.3	25. 2	24. 9
最終処分量 t		535	428	408	391	

表 2-2-1 ごみ処理の目標

町民・事業者・行政の役割

(1)町民の役割

町民は、ごみの排出者であるという自覚・責任をもち、自らの生活様式を見直し、ごみ排 出抑制やリサイクルに努めることが大切です。そして、ごみ問題に対する関心と理解を深め、 循環型のまちづくりを推進する取り組みに積極的に参加・協力することが求められます。

(2)事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じるごみについて、排出抑制に努めたうえで自らの責任に おいて適正に処理する必要があります。また、生産・製造・サービス提供などあらゆる過程 において、製品やサービスがごみとならないよう配慮することが求められます。

(3)行政の役割

町は、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別徹底の啓発、ごみの適正処理を推進します。また、町民や事業者がごみ排出抑制やリサイクルに向けた行動を円滑に行えるよう、情報提供などによる啓発や自主・自発的活動の促進に努め、町民・事業者との協働による循環型のまちづくりに積極的に取り組みます。

5 町民・事業者・行政の行動指針

環境にやさしい協働・循環型のまちづくりに向け、これまでの大量消費・大量廃棄の社会 構造そのものを変えていく必要があり、町民・事業者・行政が身近なところから取り組みを 実践することが求められます。

そのための具体的な行動指針を定め、各主体が積極的に取り組みます。

(1)町民の取り組み

- ○大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直し、ごみを出さない工夫をします。
- ○商品の購入後、すぐに使用しなくなる可能性のあるものは購入を自粛します。
- ○商品の購入後は、修理等をしてできる限り長く大切に使用します。
- ○スーパー等の過剰包装を辞退するとともに、買い物かごや買い物袋等を持参してレジ袋 の使用自粛に努めます。
- ○フリーマーケットや不用品交換の場に積極的に参加します。
- ○町内会が実施する資源集団回収に参加します。
- ○リターナブルびんの販売店への返却を推進します。
- ○資源物の分別収集を徹底します。

(2)事業者の取り組み

- ○使い捨て製品の販売を抑制し、詰め替え製品の販売を促進するよう努めます。
- ○過剰包装を抑制し、包装は必要最小限にします。
- ○商品がごみとなった場合にその処理が困難とならないように努めます。
- ○再生利用可能な商品の販売に努めます。
- ○従業員に対する研修会や講習会を実施し、ごみに対する意識の転換を図ります。
- ○自家処理システムを確立するよう努めます。
- ○再生品の普及に向け、表示や陳列等の工夫をします。
- ○紙類・ダンボール・発泡スチロールトレイ等を多く発生する事業者は、積極的にそのリ サイクルを図るようにします。

(3)行政の取り組み

- ○町民・事業者・行政の役割を明確にし、ごみ排出抑制・リサイクルに関する施策の推進 に努めます。
- ○率先してごみ排出抑制・リサイクル、再生品の利用に取り組みます。
- ○再生品の利用拡大に向けた啓発や各種イベントを開催します。
- ○町民・事業者の取り組み促進に向け、環境教育や学習等の普及啓発の充実に努めます。
- ○町民や事業者が行うごみ排出抑制や資源化の取り組みに対する支援や情報提供を行います。

第3章

計画の推進方策

1 施策の体系

本計画の基本方針の達成に向けて、次の施策を推進します。

【基本方針1】 ごみの排出抑制の推進

- ① 啓発活動による意識改革
- ② 資源集団回収への支援
- ③ 生ごみの減量化の推進
- ④ 事業系ごみの自家処理・リサイクルの推進
- ⑤ ごみ処理費用負担の検討

【基本方針2】 資源循環の推進

- ① 資源ごみの分別収集・資源化
- ② 燃やせないゴミ・大型ゴミからの資源回収
- ③ その他資源物の拠点回収

【基本方針3】 適正処理の確保

- ① 施設の適切な維持管理の実施
- ② ごみの共同処理
- ③ 災害廃棄物の処理体制の確立
- ④ 不法投棄の防止

ごみの排出抑制の推進

(1)啓発活動による意識改革

広報紙やホームページを活用してごみの排出抑制等に関する情報を発信し、町民・事業者 のごみに対する意識の向上を図ります。

ごみの排出抑制の推進やごみの排出マナーの向上を図るため、町民向け・事業者向けの啓発用冊子等を作成します。

町内会やその他の各種団体が開催する勉強会等に町の職員を参加させ、ごみに関する啓発 活動を行います。

(2)資源集団回収への支援

町内会が自主的に資源物の回収を行う集団回収は、ごみの排出抑制や資源化に効果がある ばかりでなく、地域住民への啓発効果が期待されます。このため、引き続き、集団回収に対 する支援を行います。

(3)生ごみの減量化の推進

家庭から排出される生ごみには、食べ残しや手つかずの食品といった食品ロスが多く含まれており、食べ切りや食材の使い切りによる食品ロスの削減は、食べ物を無駄にしないということだけでなく、ごみの削減にもつながります。

また、生ごみには、水分が多く含まれており、生ごみを捨てる前に乾燥や水切りを行うことで、生ごみの水分を減らすことができます。

このため、食品ロス削減や水切りなどの行動実践に向けた啓発活動を行います。

(4)事業系ごみの自家処理・リサイクルの推進

事業系ごみは、各事業所の業務により同じ性状のごみが多量に排出される特徴があります。 そこで、生ごみは、業務用生ごみ処理機の設置による自家処理を推進します。また、紙類は、 古紙再生業者へ引き渡すことによるリサイクルを推進します。

(5)ごみ処理費用負担の検討

ごみ処理には多くの費用を要しますが、その費用の公平な負担を求めるため、ごみ処理有料化を実施しています。今後は、ごみ処理体制の変更や消費税引き上げ等に伴うごみ処理費用の変動が見込まれることから、適正な処理負担について検討していきます。

3 資源循環の推進

(1)資源ごみの分別収集・資源化

資源となるごみを分別収集し、施設において不純物等の選別を行い、資源循環できる資源物を回収することは、リサイクルを推進するうえで基本的かつ効果的な方策です。このため、引き続き、リサイクルごみ及び資源ごみの分別収集、新得町リサイクルセンターにおける資源物の回収を行います。

(2)燃やせないごみ・大型ごみからの資源回収

燃やせないごみ・大型ごみには、鉄などの有用かつ回収が容易な資源が含まれています。 このため、粗大ごみ破砕処理施設において引き続き、また、共同処理後は十勝圏複合事務組 合のごみ処理施設において資源の回収を行います。

(3)その他資源物の拠点回収

リサイクルごみ・資源ごみの分別収集対象品目以外の資源物の回収を行うこともリサイクルを推進するうえで効果的な方策です。このため、小型家電・廃食用油・古着・古布の拠点回収を継続します。状況に応じて拠点の増設を検討します。

4 適正処理の確保

(1)施設の適切な維持管理の実施

ごみの適正処理を実施するためには、施設の維持管理を適切に行っていくことが重要です。 ごみ処理施設の状況に合わせた計画的かつ適切な維持管理を行います。

(2)ごみの共同処理

令和3年4月から十勝圏複合事務組合のごみ処理施設において、燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみの共同処理を行います。共同処理により適正処理の継続、効率的かつ経済的なごみ処理が期待されます。また、燃やせるごみの焼却処理に伴い生じた熱を活用して発電をすることにより、さらなる熱エネルギーの有効利用を図ります。

(3)災害廃棄物の処理体制の確立

大規模な地震や水害等が発生した際には、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、早期 に生活環境の回復を図る必要があります。このため、関係機関等と連携しながら災害廃棄物 処理計画を策定し、災害時の処理体制の確立に努めます。

(4)不法投棄の防止

不法投棄は、良好な地域環境を損ない、環境汚染を引き起こす懸念があります。警察等の関係機関と連携してパトロールを実施するとともに、町民や事業者の協力のもと監視体制の強化に努めます。

ごみ処理体制

ごみの分別区分は、現状と同じ、燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・リサイクル ごみ・資源ごみの5区分とします。

ごみの処理は、令和2年度までは現状と同じ新得町の処理施設において行います。

令和3年度からは、十勝圏複合事務組合のごみ処理施設において共同処理します。燃やせ るごみは焼却処理、燃やせないごみ・大型ごみは破砕・選別処理を行います。また、それぞ れの施設から搬出される焼却灰や不燃物等の残渣は埋立処分します。

なお、リサイクルごみ・資源ごみは、引き続き、新得町リサイクルセンターにおいて選別・ 圧縮・梱包処理を行います。

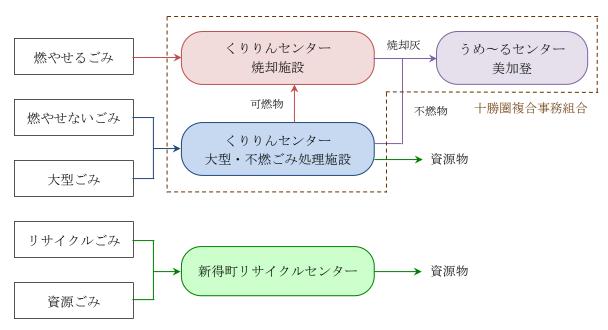


図 2-4-1 ごみ処理フロー (令和 3 年度以降)

2 収集運搬計画

(1)収集運搬の範囲

収集運搬する区域は、新得町の行政区域内を対象とします。

収集運搬するごみの種類は、家庭から排出されるごみを対象とします。事業所等から排出 されるごみについては、施設に直接搬入するか、許可業者に委託することを原則とします。

(2)収集運搬の実施主体

家庭から排出されるごみの収集運搬は、直営・委託により行います。

(3)ごみの分別区分

ごみの分別区分は、現状と同じ、燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・リサイクル ごみ・資源ごみの5区分とします。なお、草木類は、現在は燃やせないごみとしていますが、 令和3年度から燃やせるごみとします。

区分	主な品目
燃やせるごみ	生ごみ、汚れた紙類、衣類、綿・布製品類、木製の小物類、おむつ類、草木類
ぬなったよい、デフ、	プラマークのないプラスチック製品、ゴム類、皮革類、ビニール類、細かい金属、ガラス・
燃やせないごみ	陶器類、汚れたリサイクルごみ・資源ごみ
大型ごみ	家具、布団、カーペット、電気製品(家電5品目除く)、暖房器具、自転車
リサイクルごみ	ペットボトル、白色トレイ、白色発泡スチロール、プラマークのあるプラスチック製品
資源ごみ	アルミ缶、スチール缶、びん類、ダンボール、新聞、雑誌、チラシ、紙パック類、古紙類、
	鉄類、乾電池、蛍光管、スプレー缶

表 2-4-1 ごみの分別区分

(4) 収集運搬方法

家庭から排出されるごみは、地域ごとに収集曜日を決め、ステーション収集をします。なお、大型ごみは、全地域で年2回収集します。

なお、ごみ排出量の変化、ごみの分別やごみ処理体制の変更等に伴い、見直しの必要が生じた場合は、適宜検討を行い、適切かつ効率的な収集運搬体制の確保、町民サービスの維持・向上に努めます。

(5)直接持ち込みごみの取り扱い

共同処理移行後に家庭から排出され、直接施設に持ち込まれた燃やせるごみ・燃やせない ごみ・大型ごみは、今後建設を計画しているごみ中継施設への搬入とします。ごみ中継施設 で大型車両に積み替え、十勝圏複合事務組合のごみ処理施設に運搬します。

なお、リサイクルごみ・資源ごみは、引き続き新得町リサイクルセンターへの搬入とします。

中間処理計画

(1)共同処理

令和3年度から、燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみは、十勝圏複合事務組合のご み処理施設(くりりんセンター)において共同処理します。

表 2-4-2 くりりんセンター焼却施設の概要

設置主体	十勝圏複合事務組合	
所在地	带広市西 24 条北 4 丁目 1 番地 5	
処理能力	330 t/日(110 t/日×3 炉)	
炉形式	全連続燃焼式ストーカ	
	受入供給設備:計量機3基、ピットアンドクレーン方式	
	排ガス処理設備: ろ過式集じん方式+乾式消石灰噴霧方式	
主要設備	ガス冷却設備:過熱器エコノマイザ付単胴自然循環ボイラ	
土安政佣	余熱利用:発電方式+給湯・冷暖房利用方式	
	通風設備:平衡通風方式	
	飛灰処理設備:キレート注入固化方式	

表 2-4-3 くりりんセンター大型・不燃ごみ処理施設の概要

設置主体	十勝圏複合事務組合		
所在地	· 方広市西 24 条北 4 丁目 1 番地 5		
処理能力	110 t/日(破砕 80 t/5h、圧縮 30 t/5h)		
	受入供給設備: ピットアンドクレーン方式		
	破砕設備:低速二軸回転方式+竪型高速回転方式		
主要設備	搬送設備:コンベア方式		
	選別設備:磁気選別方式+回転篩選別方式+風力選別方式+アルミ選別機		
	集塵設備:機械式集じん方式+ろ過式集じん方式		

(2)資源化処理

リサイクルごみ・資源ごみは、新得町リサイクルセンターにおいて選別・圧縮・梱包処理 を行います。

(3)施設の維持管理

現有中間処理施設の点検整備や補修等の維持管理を適切に実施し、環境影響・負荷を抑えた衛生的かつ安定的なごみの処理を行います。

新得町リサイクルセンターの老朽化等による抜本的な対策の必要が生じた場合には、計画 的に対策の検討を行います。

(4)施設の解体・撤去

共同処理移行後は、新得町一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設、粗大ごみ破砕処理施設) の一部解体・撤去を行います。

施設の解体・撤去は、関連法令等に基づき適正に実施し、周辺環境に影響を与えないよう にします。

(5)中継施設の整備

共同処理移行後は、家庭から排出されたごみを直接施設に持ち込む町民の運搬距離が長くなることから、その負担軽減を目的としてごみの中継施設を整備します。持ち込まれたごみは、大型車両に積み替え、十勝圏複合事務組合のごみ処理施設に運搬します。

中継施設は、新得町一般廃棄物処理施設の一部を活用する計画としますが、詳細は今後の検討とします。

(6)新中間処理施設の整備

十勝圏複合事務組合のごみ処理施設は、施設稼働後23年が経過していることから、施設の 耐用年数等を考慮し、新たな中間処理施設の整備に向けた検討を進めています。安全面・環 境面・経済面等に十分配慮した施設整備を行っていきます。

最終処分計画

(1)最終処分

令和3年度からの十勝圏複合事務組合のごみ処理施設における共同処理移行後は、中間処理に伴い生じる焼却残渣や不燃物は、十勝圏複合事務組合の最終処分場(うめ~るセンター 美加登)において埋立処分します。

共同処理移行までは、現有最終処分場において、施設の点検整備等の維持管理を適切に実施することにより、環境影響・負荷を抑えた衛生的かつ安定的な埋立処分を行います。

設置主体 十勝圏複合事務組合 所在地 中川郡池田町字美加登 279 番 10 総面積 165, 908. 51 m² 埋立面積 $27,029\,\mathrm{m}^2$ 埋立容量 311, 200m³ (廃棄物 252, 000m³、覆土 59, 200m³) 処分場形式 クローズド被覆型処分場 埋立工法 準好気性埋立構造 二重遮水シート構造(保護マット、遮水シート、中間保護材、遮水シート、保護マット) 遮水設備 浸出処理水循環利用方式 水処理設備 逆浸透膜(RO膜)処理 処理量 25m³/日 埋立計画期間 15 年間

表 2-4-3 うめ~るセンター美加登の概要

(2) 最終処分場の埋立終了

共同処理移行後は、新得町一般廃棄物埋立処分場での埋立処分を終了します。埋立終了後は、植生・植栽及び雨水排水設備等を整備し、施設廃止まで適切に管理します。

第3編 生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状

1 生活排水処理体制

生活排水は、日常生活において家庭から排出される汚水を示し、し尿と生活雑排水に分けられます。

新得町の生活排水処理は、下水道及び合併処理浄化槽によるものが中心となっており、それらの処理水は河川などの公共用水域に排出しています。

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、十勝川流域下水道浄化センター内の浄化槽汚泥等受入施 設に投入後、十勝川流域下水道浄化センターで処理しています。

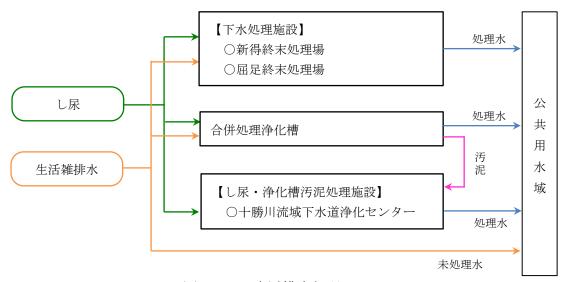


図 3-1-1 生活排水処理フロー

生活排水処理形態別人口

②下水道

2. 非水洗化人口

生活排水処理率

いるため、生活排水処理率は増加しています。

下水道や合併処理浄化槽によりし尿及び生活雑排水を処理している人口を水洗化・生活雑 排水処理人口といい、この人口が行政区域内人口に占める割合を生活排水処理率といいます。 平成 30 年度の生活排水処理率は 91.0%であり、下水道や合併処理浄化槽の普及が進んで

表 3-1-	1 生	活排水処理	2形態別人口	の推移		
区分 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30					平成30年度	
行政区域内人口	6, 361	6, 243	6, 214	6, 181	6, 077	
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	5, 621	5, 579	5, 655	5, 628	5, 533
①合併処理浄化槽	人	659	689	771	778	766

740

4,962

88.4%

664

4,890

89.4%

559

4,850

91.1%

553

4,884

91.0%

544

4,767

91.0%

人

人

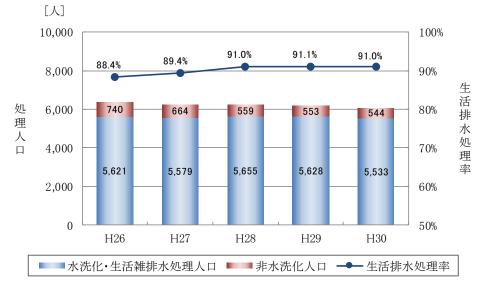


図 3-1-2 生活排水処理形態別人口の推移

(1)し尿・浄化槽汚泥処理施設

十勝管内 19 市町村から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、昭和 42 年から十勝環境複合事務組合が所管していた中島処理場において処理を行ってきましたが、経年による機械設備等の老朽化などから、下水と共同処理を行うこととして、下水道事業の汚水処理施設共同整備事業 (MICS)の採択を受け、十勝川流域下水道浄化センター内に受入施設(受入棟)、し渣の除去及び脱臭施設(前処理棟)を建設し、平成 30 年 4 月から処理を行っています。

中島処理場は、平成30年3月末をもって受入を中止し閉鎖しました。

所在地	帯広市西 18 条北 3 丁目
処理能力	130kL/ 日
建築面積	受入棟 306m²、前処理棟 510m²
供用開始	平成 30 年 4 月

表 3-1-2 浄化槽汚泥等受入施設の概要

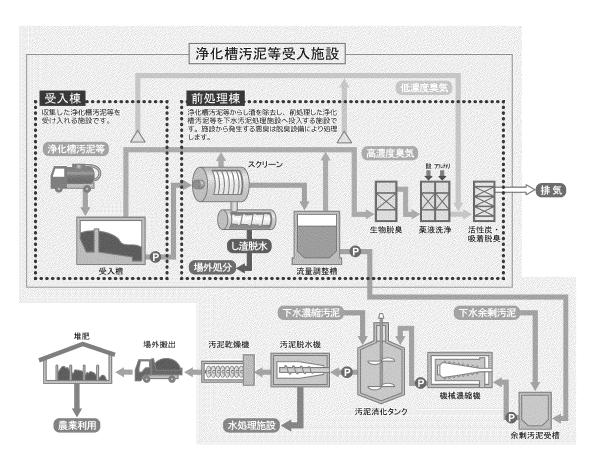


図 3-1-3 浄化槽汚泥等受入施設の処理フロー

(2)下水処理施設

新得町では昭和52年に下水道整備に着手し、現在は、新得終末処理場と屈足終末処理場の2施設において処理を行っています。

表 3-1-3 新得終末処理場の概要

所在地	北海道上川郡新得町字新得東1線34番地
設置主体	新得町
敷地面積	13, 000 m ²
下水排除方式	分流式
処理方式	下水処理:オキシデーションディッチ法 汚泥処理:濃縮・脱水
処理面積	213. 2ha
処理人口	3,620 人
処理能力	2, 160m³/日
放流先	佐幌川
供用開始	昭和 61 年 9 月

表 3-1-4 屈足終末処理場の概要

所在地	北海道上川郡新得町字屈足1線7番地
設置主体	新得町
敷地面積	6, 726 m ²
下水排除方式	分流式
処理方式	下水処理:オキシデーションディッチ法 汚泥処理:濃縮・脱水
処理面積	88. 8ha
処理人口	1,060人
処理能力	560m³/日
放流先	十勝川
供用開始	平成7年11月

浄化槽事業

新得町では、下水道処理区域以外の全域を対象に合併処理浄化槽の整備を進めています。 平成13年度から「浄化槽設置整備事業」による生活排水対策を促進しており、浄化槽を設置 する世帯を対象に、浄化槽設置費用の一部助成を行っています。

表 3-1-5 合併処理浄化槽設置費用助成の内容

対象地域	下水道処理区域を除く新得町全域				
助成額	設置費用の 1/2 以内				
H	5 人槽 : 65 万円				
助成上限額	7 人槽 : 80 万円 10 人槽 : 110 万円				

表 3-1-6 合併処理浄化槽の整備状況

(単位:基)

			(十四:五)
			基数
		構造例示型	139
	合併処理浄化槽	大臣認定型	118
新構造基準適用		計	257
	単独処理浄化槽	11	
	合計	268	
旧構造基準適用	単独処理浄化槽	2	

※平成 30 年度末

し尿・浄化槽汚泥の処理

(1)排出量

5

平成30年度の1年間に排出されたし尿・浄化槽汚泥量は、し尿1,162kL、浄化槽汚泥1,479kL、合計2,641kLです。平成28年度以降、し尿量は減少、浄化槽汚泥量は増加しています。

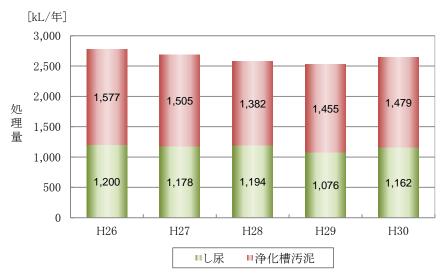


図 3-1-4 し尿・浄化槽汚泥排出量の推移

(2)収集運搬

し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者が収集運搬を行っています。

(3)処理

し尿及び浄化槽汚泥は、十勝川流域下水道浄化センター内の浄化槽汚泥等受入施設に投入後、十勝川流域下水道浄化センターで処理しています。

6 生活排水処理の課題

(1)公共下水道への早期接続

下水道が整備されている区域にある世帯は、下水道に接続して地域の生活環境の保全や公 衆衛生の向上に努めることが求められます。未接続世帯に対して早期に接続するよう啓発・ 指導が必要です。

(2)合併処理浄化槽の普及強化

下水道処理区域以外では、合併処理浄化槽を設置して生活排水処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上に努めることが求められます。汲み取りによるし尿処理を行っている世帯に対して、合併処理浄化槽の設置に向けた啓発・指導が必要です。

(3)収集運搬体制の検討

行政区域内人口の減少や下水道・合併処理浄化槽の普及などにより、し尿量が減少することが想定されます。効率的な収集運搬体制について検討し、町民サービスが低下しないようにする必要があります。

第2章

計画の基本フレーム

1 基本理念

地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るうえで、生活排水対策は重要です。 新得町では、これまで下水道及び合併処理浄化槽を中心に生活排水の適正処理を推進し、 公共用水域の汚濁防止や生活環境の改善を図ってきました。

今後も引き続き良好な生活環境を確保するため、生活排水の適正処理を進めていきます。 このため、水環境保全の重要性についてより一層の啓発を行い、町民・事業者の生活排水処理に関する意識を高めます。

【基本理念】 環境にやさしい衛生的なまちづくり

2 基本方針

本計画の基本理念として掲げる「環境にやさしい衛生的のまちづくり」の達成に向けて、 町民・事業者・行政が共通の理解をもち、ともに協力していくことが大切です。

そして、これまで進めてきた生活排水対策のさらなる充実を図っていくことが大切です。 そこで、本計画では次の2つの基本方針を掲げ、各種施策を進めていきます。

【基本方針1】 合併処理浄化槽の普及促進

【基本方針2】 下水道接続率の向上

3 数値目標

(1)下水道人口

新得町では昭和52年度から下水道整備を進めてきましたが、主要な市街地における整備はほぼ完了しました。今後は、下水道を整備した地域における下水道接続率の向上に努め、生活排水処理率を増加させます。

平成30年度における行政区域内人口に占める下水道人口の割合は78.4%ですが、令和16年度においてこの割合を80.0%にすることを目標とします。

(2) 浄化槽人口

下水道の整備が難しい地域においては、浄化槽設置整備事業により浄化槽の普及を図ってきました。今後も浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水処理率を増加させます。

平成 30 年度における行政区域内人口に占める合併処理浄化槽の割合は 12.6%ですが、令和 16 年度においてこの割合を 14.2%にすることを目標とします。

(3)数值目標

本計画における生活排水処理の目標を以下に示します。

平成30年度 令和6年度 令和11年度 令和16年度 区分 (現状) (目標) (目標) (目標) 行政区域内人口 6,077 人 5,672 5, 345 5,062 1. 水洗化・生活雑排水処理人口 5,533 5, 230 4,981 4,769 人 ①合併処理浄化槽 人 766 749 732 719 ②下水道 人 4,767 4, 249 4,050 4, 481 2. 非水洗化人口 人 544 442 363 294 93.2% 94.2% 生活排水処理率 91.0% 92.2%

表 3-2-1 生活排水処理の目標

[※]目標における行政区域内人口は、人口ビジョンにおける推計値より算出

町民・事業者・行政の行動指針

環境にやさしい衛生的なまちづくりに向け、町民・事業者・行政の具体的な行動指針を定め、各主体が積極的に取り組みます。

(1)町民・事業者の取り組み

- ○合併処理浄化槽の適正な維持管理を行います。
 - ・合併処理浄化槽の機能確保のため、定期的に専門業者による保守点検を受けます。
 - ・合併処理浄化槽の機能に支障をきたし、悪臭の原因となるスカムや汚泥を槽外に排出 するため、定期的に専門業者による清掃を行います。
 - ・合併処理浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、正常な機能を有するかを確認する ため、指定検査機関による法定検査を受けます。
- ○下水道処理区域内の未接続世帯や事業者は水洗化に努めます。
- ○下水道処理区域外では、合併処理浄化槽設置に努めます。
- ○排水口で固形物等の除去に努めます。
 - ・流し台に網カゴなどを備え、調理くずや食べ残しなどを流さずに回収します。
 - ・調理は適正量を用いるよう心がけ、調理残さは燃やせるごみに出します。
- ○洗濯時はできるだけ無リン洗剤を使用します。
- ○風呂水や台所用水等を再利用して節水を図ります。
- ○風呂場・洗面台や台所における水の出しっぱなしをなくして節水に心がけます。
- ○トイレに使用する洗浄液は環境に配慮した製品を使用し、できるだけ無駄な洗浄を控えます。
- ○水に溶けないティッシュ、新聞紙、タバコの吸殻、紙おむつ、生理用品等は、水洗トイレに流さないようにします。

(2)行政の取り組み

- ○町民・事業者に対して、生活排水対策の必要性や合併処理浄化槽の管理の重要性を周知 するため、定期的な広報や啓発活動を実施します。
- ○広報等を通じて浄化槽設置整備事業の周知・普及促進を図るとともに、合併処理浄化槽 の維持管理における定期的な保守点検・清掃及び検査の徹底を指導します。
- ○下水道処理区域内において、下水道への早期接続がなされるよう啓発・指導をします。

第3章

計画の推進方策

1 合併処理浄化槽の普及促進

下水道の整備が困難な地域においては、合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水の処理を推進します。このため、引き続き、浄化槽設置整備事業により、浄化槽を設置する世帯を対象とした浄化槽設置費用の一部助成を行っていきます。

また、合併処理浄化槽の設置者に対しては、適正な維持管理を実施するよう指導します。

2 下水道接続率の向上

下水道を整備した地域においては、早期に下水道に接続し、生活排水の集合処理を行うことが大切です。このため、町民等に対する啓発・指導を実践し、未接続者に対する下水道への接続を促進させます。



生活排水処理計画

1 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、次のとおりとします。

 処理施設
 対象となる生活排水
 処理主体

 公共下水道
 し尿、生活雑排水
 新得町

 合併処理浄化槽
 し尿、生活雑排水
 個人等

 し尿・浄化槽汚泥処理施設
 し尿・浄化槽汚泥
 十勝圏複合事務組合

表 3-4-1 生活排水の処理主体

生活排水処理計画

(1)集合処理する区域

集合処理する区域では、下水道により生活排水を適正処理します。この区域では、下水道への早期接続がなされるよう啓発・指導を行い、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。

(2)個別処理する区域

集合処理に適さない区域では、合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進し、合併処理 浄化槽の設置者が適正な維持管理を実施するよう指導を行い、生活環境の改善及び公共用水 域の水質保全を図ります。

(3)合併処理浄化槽設置に関する啓発

浄化槽設置整備事業について、広報やホームページを通じて町民への一層の周知を図り、 生活排水処理の普及推進に努めます。

(4)環境保全に関する啓発

生活排水処理に関する情報を広く町民・事業者に周知するなど、公共用水域の水質汚濁防 止や水環境保全に向けた啓発活動を行います。

し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1)し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

平成26年度から平成30年度の過去5年間における1人1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥排出量はほぼ横ばいで推移しており、過去5年間の平均はそれぞれ5.2kL/人・日、6.0kL/人・日です。この値を用いてし尿・浄化槽汚泥排出量を推計します。

し尿排出量は、令和 16 年度において 568kL/年を見込みます。浄化槽汚泥排出量は、令和 16 年度において 1,469kL/年を見込みます。

区分		平成30年度 (現状)	令和6年度 (目標)	令和11年度 (目標)	令和16年度 (目標)
し尿	kL/年	1, 162	856	703	568
浄化槽汚泥	kL/年	1, 479	1, 530	1, 497	1, 469
計	kL/年	2, 641	2, 386	2, 200	2, 037

表 3-4-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の目標

(2)収集運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬区域は、新得町の行政区域内を対象とします。

し尿は委託、浄化槽汚泥は許可業者による収集運搬を行います。

し尿の収集運搬量の減少が見込まれることから、状況に応じて収集運搬体制の見直しを検 討します。

(3)処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、十勝川流域下水道浄化センター内の浄化槽汚泥等受入施設に投入後、十勝川流域下水道浄化センターで処理します。

表3-4-3 生活排水処理形態別人口、し尿・浄化槽汚泥排出量の推計

		区分		R2	R3	R4	R5	R6
行政	行政区域内人口		人	5, 950	5, 881	5, 811	5, 742	5, 672
	1.	水洗化・生活雑排水処理人口	人	5, 438	5, 387	5, 335	5, 282	5, 230
		①合併処理浄化槽	人	762	759	755	752	749
		②下水道	人	4, 677	4, 628	4, 579	4, 530	4, 481
	2.	非水洗化人口	人	512	494	477	459	442
生活	5排	水処理率	_	91.4%	91.6%	91.8%	92.0%	92. 2%
し月		出量	kL/年	990	956	922	889	856
浄イ	匕槽	汚泥排出量	kL/年	1, 557	1, 551	1, 544	1, 537	1,530
		合計	kL/年	2, 547	2, 507	2, 466	2, 426	2, 386

区分				R7	R8	R9	R10	R11
行政区域内人口			人	5, 603	5, 538	5, 474	5, 409	5, 345
	1.	水洗化・生活雑排水処理人口	人	5, 177	5, 129	5, 080	5, 031	4, 981
		①合併処理浄化槽	人	745	742	739	736	732
		②下水道	人	4, 432	4, 386	4, 341	4, 295	4, 249
	2.	非水洗化人口	人	426	410	394	379	363
生活排水処理率 -			92.4%	92.6%	92.8%	93.0%	93. 2%	
し尿排出量 kL/年			kL/年	824	793	762	732	703
浄イ	浄化槽汚泥排出量 kL/年			1, 523	1, 517	1, 510	1, 504	1, 497
合計 kL/年			kL/年	2, 347	2, 310	2, 272	2, 236	2, 200

区分				R12	R13	R14	R15	R16
行政区域内人口 人			人	5, 280	5, 226	5, 171	5, 117	5, 062
	1.	水洗化・生活雑排水処理人口	人	4, 932	4, 891	4, 851	4, 810	4, 769
		①合併処理浄化槽	人	729	726	724	721	719
		②下水道	人	4, 203	4, 165	4, 127	4, 088	4,050
	2.	非水洗化人口	人	348	334	321	307	294
生活排水処理率 -			93.4%	93.6%	93.8%	94.0%	94. 2%	
し尿排出量 kL/年			674	647	620	594	568	
浄イ	浄化槽汚泥排出量 kL/年			1, 489	1, 485	1, 480	1, 475	1, 469
合計 kL/年			kL/年	2, 163	2, 132	2, 100	2, 069	2, 037